## 平成21年度 東京都税制調査会 第5回小委員会 議事録

日 時 平成21年7月17日(金)

場 所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室86

## 平成21年度 東京都税制調査会 第5回小委員会

平成 2 1 年 7 月 1 7 日 (金) 16:00~18:08 都庁第一本庁舎 3 3 階南側 S 6 会議室

【税制調査担当副参事】 本日は誠にありがとうございます。ただ今から、平成21年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。

初めに、資料でございますが、お手元の左側、上から順に第5回の次第、座席表でございます。その右側に、第5回小委員会論点、 委員と 委員のプレゼンテーションの資料、その下に法人課税に関する一つづりの資料でございます。右側に、東京都の長期計画であります「10年後の東京」とその概要版を用意させていただいております。

それでは、議事に入ります。進行につきましては、小委員長にお願いをいたします。

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただいて、大変ありがとうございます。

本日の議題は、「法人所得課税及び地方法人課税のあり方について」となっております。

まず、 委員と 委員のお二人にプレゼンテーションをしていただきます。その後、お手元の資料 にある論点に沿ってご意見をいただきたいと考えております。

それでは、まず、 委員、お願いします。20分ぐらいでお願いいたします。

【委員】 慶応義塾大学の でございます。お手元にある資料に沿いまして、私からプレゼンテーションをさせていただきたいと思います。

これまで、火曜日にこの小委員会が実施されることが多かったので、1回目以降、欠席しておりまして、 実は6回目、7回目も火曜日に実施されるために出席できません。中間まとめをするということなんです けれども、その場に私がいられないということなので、申し訳ないんですけれども、今日はこの資料の中 に、出られないというかわりで、ないしは、これまで出られなかったというかわりで申し訳ないんですけ れども、19ページ以降に私の意見を申し上げさせていただいております。詳細はそんなにしゃべりませ ん。少なくともこういう意見を言っている委員がいるということだけ記憶にとどめておいていただきたい と思います。

ただ、そのうち、二つだけあえて申し上げさせていただきたいことは、一つは、地方交付税に過度に期待しないということをぜひこれはお願いしたい。地方交付税にもいろいろ問題がありますから、これを改善するべきだということをぜひ訴えていただきたいというふうに思っていることであります。

それから、もう一点は、今日これから申し上げる法人課税に関する考え方について、ぜひとも私のプレゼンテーションをよりよく反映していただくようにお願いしたいというところであります。

さて、それでは本題に入りたいと思いますけれども、私の地方法人課税に対する考え方を申し上げさせていただきたいと思います。もちろん地方法人課税は、特に都道府県税制の中で重要な位置を占めているという現状がありますから、あえて私の言葉で申すなら"too big to fail"、なかなかすぐにはつぶせないということなんだろうと思います。ただ、いつまでもこれにしがみついていていいのかという問題意識は、これはぜひ強く訴えたいと思っておるところでありまして、グローバル化の中で、法人実在説的な発想はだんだん意味をなさなくなってきます。つまり、どこの企業がどの国でビジネスをしているかということは、国境を簡単に越えられてしまう。場合によっては所得のつけどころですら国を越えて簡単に変えられてしまうということがありますから、法人に対して課税を求めるということをして

も、それで税負担を求めるということにいたしましても、あっさりそれをすり抜けられてしまう可能性があると。むしろ、私が立っているところは法人擬制説なんですけれども、いかに法人という媒介を通じて生み出された所得に対して課税するかという発想も、これから地方法人課税においても強くしていく必要があるのではないか。さらには、世界の税制の潮流は所得課税から消費課税へという動きがだんだん強まっておりますので、消費課税的な法人課税と。どういう意味かというのは後で詳しく申し上げますけれども、そういう発想で臨むことが、これから中・長期的には必要なんじゃないかと思います。

そういう意味で申しますと、地方法人課税は今後、外形標準課税をどうするかということも含めて、中立の原則、つまり公平、中立、簡素の中立の原則、ないしは、別の言い方をすると効率性の原則という観点から改善を図っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

ご承知のように、世界は法人税率の引き下げ競争の中にある。私はあえてここを強調したいわけですが、 社会保障の絡みでスウェーデンをモデルにという議論が多いわけですけれども、そのスウェーデンをモデルにということであるならば、この法人課税についてもモデルにしてどうなのかということであります。 あえてG7+スウェーデンの国を載せておりますけれども、もちろんこれより低いOECD諸国がありますが、スウェーデンはこのG7+スウェーデンの中で最も低い法人税率を持っている国だということは忘れるべきではないと思います。

これは伝統的に経済学で言われていることですけれども、法人税は実際誰が負担しているのかというと、企業そのものが負担しているというわけではないというのが法人犠牲説がよって立つところでありますけれども、結局のところ、企業という生身の人間はいないと。企業を取り巻くステークホルダーが負担をするというものだろう。そういう意味で言うと、労働者が賃金をその分抑制されるという形で負担するかもしれないし、株主が配当をその分減らされるという形で法人税を負担しているかもしれないし、場合によっては消費者が商品の価格が値上げされるという形で負担しているかもしれない。ということは、これは既に今までにも言われてきたことであります。

2006年にRandolphという人がアメリカをベースにした形で法人税の転嫁と帰着について分析をしております。これはハーバード大学のマンキュー教授がブログで紹介したことからワールド・ワイドにも有名になった論文なんですけれども、アメリカでは法人税の負担というのは、国内だけ見ると労働所得に7割、資本所得に3割が帰着しているという分析結果が示されているということなんですけれども、実はここの論文にはもう一つミソがありまして、国際貿易や資本移動を考えているということでありまして、風が吹けば桶屋が儲かる、ないしはアメリカがくしゃみをすれば日本は風邪を引くというような話ではありませんけれども、アメリカで法人税が動かされると日本でも影響が及ぶということは無視できないと思います。そういう意味で言うと、日本だけ法人税を下げなくても、他の国が下げたところでどうってことはないと、別に日本企業が逃げ出すわけではないし。と言っていられるのかどうなのかということはやはりきちんと議論をして見極めるべきではないかと思います。

7枚目のスライドですけれども、もし、日本が法人税を引き下げないけれども、例えばアメリカで法人 税率を引き下げた場合、ないしはヨーロッパ諸国で法人税率を引き下げた場合どうなるかということにな りますと、日本以外の国ということで外国と称しますけれども、外国で法人税率を引き下げた場合、先ほ どの Randolphの論文の結果を援用いたしますと、資本がそれだけ外国での収益率が上昇する。それによって当然外国への投資が増えるということで、そこで、例えば現実的な話で言えば、その外国に新工場を建設するということになると、そこで雇用が発生し、労働者の賃金が増えると。

ところが、その分、例えば自動車で言えば、新しいタイプの車を作るのを、日本の工場で作るか、アメ リカやヨーロッパの工場で作るか、どっちにするか。そのためにはある程度資金を投入しなきゃいかんと いうことになったときに、もし法人税率を下げた国があったとして、そこに収益率が上がるということになれば、当然のことながらそちらに工場を建てると。そこで雇用が発生する。ということになると、日本で得べかりし雇用が発生しなくなる、ないしはそこで操業が低調のまま終わってしまうかもしれないという意味で、日本の労働者に不利益が及ぶという、まさに風が吹けば桶屋が儲かる的な、なぜそうなるかは、単純には、すぐにはわからないのかもしれませんけれども、論理的にはそういう影響が及ぶということは決して忘れるべきことではないと思います。

もちろん日本企業は、事務局がご用意された資料にもありますように、今のところは別に税の負担が海 外進出を決める要因として重要視しているわけではないということかもしれませんが、そのまま将来も引 き続きそうかどうかはわからない。

さらに問題なのは、特に国際都市東京ということを考えるならば、外国からたくさん企業が東京に、アジアのヘッドクォーターなり東京の支店を設けてくれるなりしてもらわなきゃいけない、そうしてもらいたいということであるならば、日本の法人課税が引き続き高いままということで果たしてよいのかどうか。相手は香港やシンガポールかもしれない。そうすると、彼らは法人課税を引き下げる方向で動いておりますから、それを黙って指をくわえて見ているのかということだろうと思います。

それから、もちろん応益的な法人課税ということで強調されることはあるんですが、私が第1回のときにも申し上げましたが、もう少し古い説明ではなくて、新しい説明をするべきじゃないかと。進歩的な説明をすべきじゃないかと。法人課税というのは、どう考えても応益的だと強調し過ぎるほど、本当に応益的なのかという疑問を呈する声もまた増えてくる。だけれども、応益的な部分があるということであれば、そこをきちんと強調し、そうでないところはもう少し改善して、応益的というか、もう少し別な言い方をすると、資本課税ですね、資本に対する課税を強いることなのだと。必ずしも応益的ではないかもしれないけれども、それは別の違った価値、違った意義があるんだというようなことで、応益的だと説明できる部分をもう少し限定しながら応益的だと言っていくほうが説得力があるのではないかと私は思うんです。

そういう意味で言うと、例えば法人住民税の均等割は、確かにそこに法人が立地することによって得られる便益はあるでしょうということで、均等割は応益的と見ることができるだろうと。

それからもう一つは、これは第1回のときに申し上げましたけれども、昼間住民に対して課税するのはなかなか個人所得課税という形では難しい。ということだとすれば、それを代理して法人課税でやっているのだということであるならば、確かに昼間住民は直接的に例えば東京都に税金を納めていない存在かもしれないけれども、東京に通勤してくることによっているいろな便益を受けているということであれば、それをここで課税しているんだということなんだろうと思います。

そういう意味で言うと、もう少し最近の議論、進歩的なというか、法人課税に何か異議があるとすればどうなのかというところを議論としてご紹介したいのは、『Mirrlees Review』という、Mirrleesという経済学者ですけれども、ノーベル経済学賞を受賞したイギリスの経済学者なんですけれども、『ミード報告』という税制改革についての提言をまとめた有名なものがありますけれども、これのいわば21世紀版と言うべきようなものを取りまとめている最中であるようでありまして、『Mirrlees Review』というのは欧米の公共経済学者が集まって共同研究して、その成果を提言しようということなんですけれども、『ミード報告』をひきながら、それでいて今日的な経済構造についてアップデートする、ないしは経済学の進歩を盛り込んでアップデートするというようなところで、もちろん法人税だけじゃなくて、所得税、消費税、国際課税、環境税、それぞれいろいろな税金に関しての議論をしているんですけれども、これが21世紀版ミード報告と言ってもいいようなものになるのではないかと思います。

そこの一つの章で法人課税について取り上げられておりまして、カリフォルニア大学のAucrbach教授ほかの論文がありまして、この論文を中心に、どういう議論が最近世界的に法人課税としてなされているかということをご紹介したいと思います。

その中で、法人課税を考える視点として、もちろんいろいろ視点はあるんですけれども、やはりグローバル化だとか、例えば、企業の今日的な資金調達手段が多様化しているとか、国際的な企業活動をしているとか、そういう今日的な、現代的な企業を念頭に置きながら法人課税をどう考えるべきかというところで、六つの視点を提供しています。

一つは投資判断ですね。今、投資するか、それとも将来投資するか。設備投資ですけれども、それの中立性。今投資しても将来投資しても、そこは法人課税がどちらかを優遇するなどということにはならない。中立的であると。それから、株式で投資資金を賄うか、借り入れ、負債によって賄うかについて、どれだけ中立的であるか。配当に対してどれだけ中立的であるか。配当、二重課税が防げているのかどうか。利益が上がったときに、内部留保で置いておくのか、それとも新株発行でその資金を賄うのか。どっちがいいかということについても、これまた中立的であると。組織形態として、法人という形にしておくのか、非法人の形で企業活動を営むのか、これに対しても中立的であるかどうか。さらには、国際的な企業活動、端的に言えば企業の立地、工場などの立地に対して中立的であるかどうか。それぞれの税の提案に対して、これらがどれだけ満たされているかどうかということを検証するということになっています。

ちょっと複雑で申し訳ないですけれども、12ページはその分析をする上で、課税ベースを後で検証いたしますので、課税ベースの意味をきちんと見分けるために、こういう関係式が成り立っているというところをご紹介しております。

国内での企業活動による付加価値額というのは、これは民間の消費者が買ってくれたおかげで得られたのか、企業が投資、資本財を買ってくれたおかげで儲かったのか、外国に輸出して稼いだのか、輸入材として、これは中間財ですけれども、その輸入したものでその分は差し引くということになります。それから、その稼いだ付加価値を労働所得で分配するのか、それとも企業の粗利、粗収益として確保するということなのか。輸出と輸入に関連しては、国際的なキャッシュフローの取引が当然企業に伴いますので、その関係式をまとめると、このような形になります。

そこで、現行の法人税ないし法人住民税ですね。住民税の法人税割の性質ということで見ますと、課税ベースは国内での企業所得、収益から、アバウトに言うと減価償却費と支払利子を控除したような形のものが課税ベースになっているんですが、さらに国際的な課税の原則からすると、いわゆる源泉地主義的な状態になっているということで、もちろん国内に限定して営業している場合は、それほど国際的な問題は深刻ではないですが、大企業も法人住民税をたくさん納めていますので、その点はケアする必要があると。

これは別に法人住民税だけでなくて、現行の法人税、さらには似たような税制を持っている海外の法人税でも同様の欠点を持っているわけですけれども、投資の中立性は阻害される。つまり、今日とするかどうか、将来とするかというのは、減価償却費しか課税ベースから控除されないという意味で中立的でない。さらには支払利子だけ控除されるので、これは有名な話ですけれども、負債の節税効果があるということで、株式調達よりも優遇されているという意味で中立的でない。それから、所得税との関係なんですけれども、配当の二重課税は余り調整されていないということなので、生じる恐れがある。それから、内部留保が優遇されていて、法人部門が重い負担を強いられているということが、これはワールド・ワイドに、法人税として一般的に用いられているものの中で言える性質ということであります。

キャッシュフロー法人税というアイデア、これは大分前から提案されているものではあるんですが、日本の法人税ではこういうような形態にはなっておりませんけれども、論理的な帰結としては、国内の収益

から投資を即時償却することになるわけですが、実際のところ、どういう課税ベースになっているかとい うのは、15ページのをご覧いただくと、どういうものを対象にするかによって、実はキャッシュフロー 法人税の課税ベースが若干違うんですが、実物ベースで、Rベースと言っていますけれども、これで見ま すと、財・サービスの売り上げと固定資産の売却がキャッシュインであって、キャッシュアウトである原 材料費とか、賃金とか、固定資産の購入を差し引くものとして、それが課税ベースになるということなん ですが、R+Fベースという、金融取引も入れたらどうだと。金融取引を入れますと、固定資産を買って 企業収益を上げるのか、それとも金融資産を購入して、株なり何なり買って企業の収益を得るのかという ことが実は中立的になるんです。Rベースだと、固定資産は課税ベースで考慮されているけれども、金融 資産を買ったという話はここには入っていないということになるんですけれども、少なくともそういうR ベースにするのか、R+Fベースにするのかによって、厳密に言うと経済効果が若干違うところがあるん ですけれども、少なくともキャッシュフロー法人税という発想でいきますと、先ほどの中立性ということ でいうと、投資の中立性、資金調達の中立性、内部留保と新株発行の中立性とか、法人形態の中立性が満 たされるということで、論理的には評判がよい。ただ、源泉地主義的に課税するということになりますと、 日本企業には課税するというところがあって、日本で発生した所得には課税するけれども、海外で発生し た所得には課税しないということになりますので、国際的な企業活動では注意してくれという問題があり ます。

そこで、先ほど来の『Mirrlees Review』のAucrbach教授ほかの論文で示されているものとして、ラディカルではあるんだけれどもということで、仕向地主義キャッシュフロー法人税というのを導入したと。仕向地主義ということになりますと、海外で発生したキャッシュイン、キャッシュアウトを考慮して課税ベースに入れるということが入ってきますので、国際的な企業活動に対して中立的になるという点が利点に加わってくると。

実は、これは先ほどの関係式から言いますと、実はCというのは民間消費ということで、これはいわゆる日本の消費税の課税ベースと同じものから賃金を引くという。厳密に言うと、消費税とは違う課税ベースになるんですけれども、それと同等のものに課税していることになるということが論理的には言えるわけですが、そういう意味で、仕向地主義課税にすると、いろいろな意味で経済効果としてよい効果があると。ただ、執行上の問題が山ほどありまして、特に厄介なのは、結局は消費税で輸出還付が認められているということと同じことをこれでもするということなので、輸出から稼いだ収益については課税ベースから外すということになる。そうすると、本当に輸出されているかどうかを監視しなきゃいけないという問題がある。場合によっては、税率をそのままにして課税ベースだけ変えると、輸出が多い場合は税収が減ってしまう、だから、ここは税率とかで調整しないと税収に与える影響が大きいということになります。

あとはWTOの問題があるということで、仕向地主義もそう単純に、簡単に入れられるものではないかもしれない。ただ、少なくともそういう発想で臨むと、より今の外形標準課税も改善する余地があるんじゃないかということでありますし、さらにはもう一つ、キャッシュフロー法人税という発想は、先ほどのR+Fベースということで言いますと、実は金融サービスの付加価値に対して課税するということができると。

これはもう裁判では決着しているので、また持ち出すのかと言われるかもしれませんが、外形標準課税を考える上では非常に重要なレッスンでありまして、銀行税と言われたものについては、確かになかなか経済学者もそこまで当時はサポートしていなかったわけですけれども、あれをもう少しR + F ベースのキャッシュフロー法人税的なものであると。的というのは、要は同じものであるとは言えないけれども、そういう発想で臨んでいるのだと。実際、現行の消費税は金融サービスの付加価値に対しては非課税ではな

いかと、そういうもので本当にいいのかという発想があったらば、もう少し何がしかの支持もあったかなと思うんですけれども、赤字法人課税的な発想で主張すると、なかなか支持者が得られなかったのかなというのが私の個人的な感想なんですけれども。

付加価値税として課税してもいいんですけれども、なかなか今の消費税で金融サービスの付加価値に課税するという流れになっておりません。そういう意味で言うと、R+Fベースのキャッシュフロー法人税という発想を外形標準の付加価値割のところに盛り込んでいくというようなところで、課税ベースを改善していくということはあるかもしれません。さらにもう一つは、仕向地主義の発想を入れるというところも一つ重要なポイントになるかと思います。それは、ひいては今の外形標準課税の大きな問題として指摘されている国境税調整ができないという問題を克服することにも通ずるというふうに思います。

以上です。どうもありがとうございました。

【小委員長】 ありがとうございました。

それでは、次に 委員、プレゼンテーションをお願いいたします。

【委員】 日本大学の でございます。本日はお手元にお配りしていただいておりますレジュメを用いまして、お話しさせていきたいと思います。

まず初めに、本日は法人の公的負担のあり方について話をせよということだったんですが、私自身はこれまで法人課税について専門に研究してきたという立場ではないのですが、以前に社会保障の給付が上昇する中での負担のあり方について、法人の負担を非常に重視する立場をちょっと表明したことがございまして、そういったことからでのオーダーなのかなと考えまして、そういったことについて本日はご報告をさせていただきたいと思います。

まず、お手元のレジュメの1ページ目の最初のところですが、これは本日の論点1と全く同じようなことを挙げてくださっているんですけれども、今、2008年12月の、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」というところの中で、法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引き下げを検討するということが打ち出されております。それと同時に、所得税については累進性の回復と給付付き税額控除方式の導入の検討ですとか、他方では消費税率の引き上げといったようなことが並行して記載をされているところでございます。

ここで、まず法人課税についてなんですが、恐らく今の 委員のプレゼンテーションの内容とも重複 してかかわる問題だと思うんですが、いわば国際競争力を維持していくという観点から、法人については 租税や社会保障事業主負担を抑制しようということも含める考え方が主流なのではないかと理解をしております。

一方、ちょっと前の骨太方針 2 0 0 4 年のときにも、社会保障給付の伸びについては、潜在的国民負担率 5 0 %程度を目途として政府の規模を抑制するという考え方が打ち出されておりまして、その後も、例えば公的年金の国庫負担割合が 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられるですとか、あるいは歳出歳入一体改革の中で、社会保障給付の伸びを抑制するということから、毎年 2 , 5 0 0 億円規模の社会保障関係費の抑制が打ち出されてきていて、そういった中で歳出抑制が進められてきていると理解をしております。

そこでの論点なんですけれども、まず1点目としまして、法人負担を抑制しないと国際競争力は維持できないものなのかということ。また、東京都の税制調査会ということもございますし、前回の第4回の小委員会のときにも、東京は果たして世界都市なのかということが話題になりましたけれども、そういったこともあって、いわゆる「世界都市東京」という文脈において、この法人負担を抑制していかないと都市の活力が阻害されて、競争力を維持できなくなるのかといったことが一つ問題になるのかなということで

挙げたいと思います。

二つ目には、日本の法人負担は諸外国と比べて高いのかどうかということをちょっと紹介してみたいということです。次の3点目として、今後社会保障給付費が増えてくるわけです。特にこういった首都圏、東京でも今後高齢化率が一気に上昇して、2035年には33.7%という試算も出ていると。そういう中で、社会保障給付を賄うための財源を、国もそうですけれども、地方としてどう考えるのか。4点目としては、そういった増大する、特に都市の財政需要に対応するための財源として法人事業税をどう考えるのかといったようなことを考えていくということで打ち出しました。

次に、法人負担の国際比較というところで、どうなんでしょうということなんですけれども、これはグラフを用意しておりましたら事務局で用意してくださっているんで、事務局の資料を使わせていただきたいと思うんですけれども、事務局の資料 1 ページ目、これは財務省の税制調査会の資料じゃないかと思うんですけれども、諸外国の法人の所得課税の実効税率ということで紹介をされていて、ここの法人所得課税の税率だけを比較すると、日本の負担は相対的に高いということが指摘をされているところでございます。さらに、ここの網線がかかっている部分が地方の法人所得課税で、そこの上乗せしている部分がこれだけ引き上げているので、これを下げるべきではないかというような議論もされているのかなと理解をしております。

こういうことで、法人所得課税の実効税率を見ると、日本は相対的に高いと見えるんですけれども、次に、これだけ税率が高いとすれば、そのことが競争力ということでどう評価できるのかということなんですけれども、World Economic Forumが国際競争力ランキングというのを毎年発表しておりまして、そこに書いてある「制度」「インフラ」「マクロ経済」「保健衛生および初等教育」「高等教育と職業訓練」「市場の効率性」「技術開発」「ビジネスの洗練性」「イノベーション」、九つの指標をもとに各国あるいは地域の競争力を評価しております。

これは、ここにあるとおり、デンマーク、スウェーデン、フィンランドといったような、公共部門が相対的に大きくて、こういった税の社会保障負担率の高い国が案外上位に位置しております。これは2008年のもので、今日、ようやく2009年のがさっき手に入ったところなんですけれども、ほとんど順位は変わっておりません。ちなみに1位はアメリカが取り戻したところなんですけれども、では、日本はどうなっているのかということなんですね。

次の2ページ目に行っていただきますと、二つ目の丸にありますとおり、2008年では日本は8位、2009年では日本は第9位となっているんですけれども、この順位を下げている最大のファクターは何かというと、いわゆる公的債務でございまして、公的債務の軽減に向けて巨額の財政赤字を大幅に削減して、マクロ経済の不均衡に対処する必要があるということが最終課題ということで指摘をされています。

その一つ上の丸にありますとおり、財政基盤がしっかりした公共部門が教育とか研究開発に重点的に投資できる制度インフラを整備できることが重視されていて、そういったところで、先ほどのようなデンマーク、スウェーデン、フィンランドは高い評価を得ているというところでございます。

その一方で、三つ目の丸にあるとおり、日本の場合には税制の問題ですとか、こういった法人負担の所得課税がちょっと高いということも、クレームとしては確かにポイントとしては高いところにのっていて、また、行政の手続が非常に非効率だというところも、ビジネスの分野に進出する上でのマイナスポイントとして指摘をされています。だから税の問題とは別に、こういった規制の問題であるとか、手続の効率化といったような、行政内部のシステムの改革が別途課題になるとは思うんですけれども、こういう形で掲げております。

ではアジアはどうなのかと言うと、シンガポールが7位、韓国11位、香港12位、台湾14位、中国

3 4位、インド 4 8位となっておりまして、いわゆる B R I C s と言われている中国、インドあたりは制度インフラの不安定性が著しく評価を落としているというところでございます。

このように考えると、国際競争力をつけて成長するということを考えた場合に、特にこれからITですとかサービス経済化といったようなアイデア勝負、さらには環境のための技術革新といったことが求められてくる中で、むしろ人材育成であるとか、いろいろなアイデアを持った人が集まって知的に議論できるような空間、研究開発をやれるような環境、また、そういった人たちが集まってくる場をいかに作れるかということが都市の発展には欠かせないのではないか。ただ、そういった環境を作るには当然一定のコストがかかるわけです。そのように考えたときに、では日本はどうかと言いますと、公共部門の膨大な債務を考えると、むしろそういったところにこれからチャレンジしていくだけの財源確保が厳しいとすれば、それがマイナス要因として評価を受けてしまうのではないかということでございます。

ということで、公共部門の債務の削減が本当に重要な課題になってくるのかなということですが、次に4番目です。では、日本の法人負担は諸外国に比べて高いんだろうかということですが、そこでは課税ベースの相違とか、一方で社会保険料の事業主負担も加味した上での検討が必要になるだろうということで、社会保険料や、あるいは資産課税の法人負担分を含めた実効税率ということで紹介をしたいと思うんですけれども、これは今から2年前に、実は神奈川県の地方税制等研究会のワーキンググループで、これを試算してみようということで何人かで議論しながら作業をしたときのものなんですけれども、ということでデータが2004年ということで、ちょっと前のものではあるんですけれども、ご参考に見ていただければと思います。

ここでは、いわゆる法人所得課税に加えて、地方の事業課税、不動産課税、社会保険料の事業主負担分を入れたときの負担の対GDP比を載せております。日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、フランスということで示しているんですけれども、確かに税のところだけを見ると、日本は決して低いとは言えないんですが、地方の事業課税、不動産課税、さらに社会保険料の事業主負担分までを考慮した場合に、日本の法人負担は他の諸国に比べて決して重いとは言えないのではないかということでございます。

さらにアメリカの場合には、もともと医療保険が給与所得者の多くが労使折半で民間の保険に加入するということになっております。また、その内容については連邦や州政府の強い規制のもとで運営されていることを考えると、実際には民間の医療保険と言いつつ、労使折半で半分事業主が負担していると考えたときに、これは準公共財的な性格を持つものではないかと言えますし、逆にしっかりした民間の医療保険制度への加入を管理することで優秀な人材を労働力として確保するという、民間企業の行動スタイルを考えると、これを仮にここで負担として加えた場合にどうなるかということで、アメリカについては民間医療保険負担分を加えております。そうすると負担率は日米逆転しまして、むしろアメリカのほうが負担率は高いじゃないかということも見ることができるということでございます。

次の表は、これは小委員長の 先生が『生活経済政策』という雑誌の中で取り上げてくださっている表で、まさに今日の議論にぴったりだったので利用させていただいたんですけれども、ここでは法人所得税と社会保険料の雇用主負担を比較するということで、そこに法人の所得税と、社会保険料の雇用者の負担を対GDP比で示しております。そうしますと、確かに法人の所得税の負担部分だけ見ると、日本はちょっと高めなんですけれども、先ほど 先生もおっしゃったとおり、スウェーデンはここだけ見ると低いんですけれども、実は社会保険料の雇用者負担分がスウェーデンはかなり高い値を示しておりまして、ここの両方を足し合わせると、日本はアメリカ、カナダ、イギリスあたりと比べると高めなんですけれども、フランス、イタリア、スウェーデンなどの国々と比べると、必ずしも高い水準とは言えないのではないかということでございます。

確かに法人課税は、企業の立場から見ればある種のコストとみなされるわけなんですけれども、一方、その財源を活用した基盤整備といったような環境改善、教育の充実、福祉の充実などにより、本来であれば、例えば企業が負担しなくてはならないコストあるいはリスクを負担せずに済むという側面もあります。なので、むしろ大事なことは、一定の税負担を法人が行い、それに基づいて政府あるいは自治体が、法人が求めるようなサービスを適切に供給していくことが大事なのではないかということで、そのことだけをもって、法人負担が重いということで企業が海外に逃げてしまうというふうには言い切れない部分もあるのではないかと考えております。

また、先ほど申しましたとおり、日本の場合には巨額の公的債務を抱えていること、今後、高齢化率の 更なる上昇に伴って社会保障給付費が増大することを考えたときに、法人の負担について軽減をするとい うことは適当とは言えないのではないかと考えております。

一方、最初に言った中期プログラムの中で、課税ベースの拡大という話が出ておりました。実際、今の 法人課税の状況を見ますと、情報基盤強化の税制、研究開発税制、企業関係租税特別措置といったような 仕組みの中で、1兆円規模の事実上の減収が行われているわけですけれども、この政策減税をどう見るか ということですね。これはもちろん、例えば企業の研究開発を推進するといったような意味で、政策的経費として評価するということもあり得るわけですが、これはいわば経費としての歳出だと考えたとすると、この特別措置を今後も継続していくのかということについては、効果も踏まえた上でしっかりと検討して いく必要はあるだろうと思います。

次の4ページ目に行っていただきまして、地方法人課税でございます。先ほど、 先生から古い考え 方と言われて、古い考え方なんですけれども、応益負担に基づく法人事業税ということで、挙げさせてい ただきました。

生産活動を営むにあたって、行政サービスから得られる受益に着目をして課税をするというふうに考えるとすれば、むしろ今後、外形部分の拡大が考えられているのではないかというふうに考えております。また、資本金が1億円以下の法人への外形課税の適用ですけれども、これは外形標準課税ができた後で、企業の中には資本金額を減らして課税を逃れるというケースが随分出てきているようですので、この適用を拡大する必要性があるのではないか。事業税は応益負担原則の考え方に基づいて幅広く徴収した上で、支援が必要と判断をされた場合には補助金を出すという考え方もあり得るかもしれません。ここはもちろん議論があるところでございます。

次に、この間、導入されました地方法人特別税の件ですけれども、これはポイントとして三つあるのではないかということで、ここに挙げさせていただきました。

まず、財政調整制度としての地方交付税との関係から見て、この法人事業税の交付税化をどう考えるかということです。ここでは法人事業税は非常に偏在性が高いということで、所得割の部分について国税化するということが図られたわけですけれども、偏在性の高い税目であったとしても、それはそれで残した上で、むしろ地方交付税制度で対応するという考え方もあったのではないかということです。もちろん、これは政治的には難しいとか、マクロベースの総額をどうするかといった問題はあるわけですけれども、理屈の上では、地方交付税制度で財政調整機能をしっかり持たせるということが、そもそも論としてはあり得たのではないかということが1点でございます。

2点目は、今のお話と関係するんですけれども、税源偏在を理由として地方税を国税化したということは、これはやっぱり自治体の課税権の縮小にかかわるもので、それをどうとらえるのかということが問題になるところですね。以前に、 先生は譲与税でやって調整するということが有効ではないかというようなお考えをおっしゃっておられましたけれども、やはり自治体の課税権をある程度確保しておくことは

非常に重要ではないかということを問題提起しておきたいと思います。

次に3点目として応益課税ですね。応益課税の再配分をどう考えるか。つまり、税源の偏在が高いということを理由として、そもそも応益的な税を再配分することは妥当なのかどうか。これも前回議論に出たところですけれども、これは議論になるのかなと思っております。

次の7番目ですけれども、こういった形で今も、例えば法人事業税、さまざまな問題があるわけですけれども、先ほども申しましたとおり、今日、日本の大都市はさまざまな課題を抱えていると。一つは、対人サービスに対するニーズに対応する必要があるということで、特に大都市圏であればあるほど扶助費の割合が急激に増大をしております。高齢化のほか雇用の不安定化、あるいは孤立する個人も増える中で、こうした扶助費をどういうふうに賄っていくのかということが1点。

二つ目としては、施設の維持管理に加えて更新投資の財源をどうするか。特に、東京もそうだと思いますけれども、1960年代に整備されたさまざまなインフラが、これから次第に更新投資の時期を迎えると。特に下水の場合、東京都はたしか1920年ごろから整備が始まっていて、そういったところで本来は更新しなきゃいけないところがなかなか追いつかないというお話も聞いております。その財源をどのような形で確保していくのかという点があるということですね。

3点目は、先ほども少し申しましたが、これから都市が発展していくための条件としては、情報や人的ネットワークの構築が可能な環境整備が求められるだろう。今、アメリカのリチャード・フロリダさんが、都市の発展には三つの「T」が重要だということで、技術と才能と寛容さだということを打ち出していて、創造性というのは居心地のいい場所を求めるということで、多様な才能を受け入れるための居心地のよい生産と生活の空間を創出することが、今後の都市の発展のためには欠かせないんだということを打ち出しております。

そういったことを実現するための財源、あるいは戦略をどう考えるかということになるわけですが、それは果たして減税を通じた企業誘致なのか、それとも基盤整備による快適な生産環境、生活空間の創造を行って、そのための財源負担を一定程度法人にも求めていくことなのか、あるいはこれを法人課税によって行うのか、あるいは固定資産税のような形で行うのか、そこは議論があるところだと思いますけれども、私自身は減税よりはきちんと負担をしてもらうべきものは負担をしてもらった上で、むしろ責任を持って行政が適切なサービスを提供していくことが重要なのではないかと考えております。

最後、まとめですけれども、そういった社会保障給付とか福祉サービスに対する財源確保は急務で、かつ、大都市では今後更新投資の財源確保の必要も高まる。そういったことを考えて、生産基盤、生活基盤をきっちり整備した上で、創造性のある都市を構築していくことが持続的な都市成長の要件であり、かつ、その受益というのは家計と企業が共に享受するものだとすれば、それらの財源をきっちりと税負担あるいは社会保険料などの負担で求めていくことが必要だと。かつ、それはできる限り非常に不摂生なというか、借り入れによらない方法で調達することが必要で、そのように考えた場合に、法人にも多くの負担を求める考え方というのはあり得るものではないかということです。

ただ、事業税は、行政サービスを利用する法人から受益に見合った負担を求めるというものでありますので、偏在性はもちろんあるんですけれども、税収格差については交付税などの財政調整制度で対応するという方法もあり得るのではないかということです。ただ、昨今、法人の課税と消費課税を国と地方で入れ替えようというような、交付税の原資を交換するという交換論の議論がありますけれども、それはまた一つの考え方だというふうには思っております。

以上、雑駁ではございましたが、私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。 【小委員長】 ありがとうございました。 それでは、審議に入る前に、事務局から配付されております資料についてご説明をお願いします。

【税制調査課長】 では、事務局から資料の説明をさせていただきます。法人課税に関する資料でございます。

まず、1ページでございますけれども、これは先ほど 先生からもご紹介いただきましたけれども、 諸外国の法人所得課税の実効税率でございます。日本につきましては40.69%ということで、アメリカとほぼ同じ水準となってございます。

2ページですけれども、こちらは諸外国の法人所得税と社会保険料の事業主負担の対名目GDP比でございます。こちらでは日本は8.9%となっておりまして、OECDの平均を若干下回り、諸外国と比べて高いとは言えない水準でございます。アメリカは6.5%ですけれども、こちらも先ほどお話がございましたけれども、民間医療保険の事業主負担を加えますと、日本をアメリカは上回るという数字になります。

3ページ、財務省による調査ですけれども、法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査でございます。こちらにつきましても、米印でなお書きのところにございますけれども、アメリカにつきましては企業の負担する民間医療費が入っておりませんので、それを足しますと特に自動車製造業で負担が高くなるという状況になります。

4ページ、法人課税負担の対GDP比の推移の国際比較でございます。日本について見ますと、1990年と2005年を比較いたしますと、33.8%と大幅に負担が減少している状況でございます。

5ページでございます。こちらは法人の海外展開と公的負担につきまして、アンケート調査の結果でございます。この調査は東京都が株式会社帝国データバンクに委託して行ったものでございまして、全国全業種・全規模の企業のうち、調査協力の承諾を得られたものを対象としておりまして、対象件数が4,720件中、有効回答件数は2,974件となっております。調査期間は2007年の12月でございます。海外に事業を展開している、もしくは展開する計画がある企業に対しまして、海外への事業展開を決めた理由を聞いたところ、生産拠点につきましても、それ以外でも、法人所得課税負担の軽減という答えは少数となっております。 海外と日本の公的負担の違いによって日本での事業活動が不利になると感じることはあるかを聞いたところ、特にないとの回答が73.8%となっております。 法人実効税率が30%になった場合の日本回帰の可能性について聞いたところ、回帰しないとの回答が77.4%となっております。

続きまして6ページ、こちらは法人二税の税収の推移(地方法人特別譲与税を含む)でございます。全国と東京都の推移を載せてございます。

続きまして7ページ、法人二税の人口1人当たり税収格差の推移でございます。東京都と最小県とを比較したものですけれども、平成元年には9.5倍の倍率がございましたが、19年度では7.2倍となっております。

8ページですけれども、法人事業税の外形標準課税の概要でございます。

続きまして9ページ、法人事業税の外形標準課税における人口1人当たりの変動係数でございます。所得割、資本割分と比較いたしまして、付加価値割分の変動係数が一番小さく、偏在度が小さくなってございます。

また、参考資料といたしまして、平成18年の12月に発表いたしました「10年後の東京」というものをお配りしておりますけれども、こちらは前回の第4回小委員会でご質問がございました、世界都市東京についての東京都の認識というものをお示しするためにお配りさせていただいたんですけれども、これは2016年における東京の目指す姿とそれに向けた戦略を示したものでございます。

おめくりいただいて、2ページのところに東京都の認識が載っているわけなんですけれども、2ページの一番下のところ、「アジア初のグローバルプレーヤーたる日本の首都東京は、世界を代表する成熟を遂げた大都市として、そのプレゼンスを確立してきた」とございます。また、3ページの(2)の五つ目の丸のところですが、「世界の諸都市の「範」となるよう、東京をさらに高いレベルの成熟した都市としていくためには」云々と書いておりまして、東京都といたしましてはこれまでも世界を代表する都市であり、また、さらに高いレベルを目指そうと考えているものでございます。

こちらの7ページになりますけれども、東京都は2016年に向けまして、3として「世界で最も環境 負荷の少ない都市を実現する」など、環境問題の対応に力を入れるとともに、また6といたしまして、 「都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する」など、産業力の強化をはじめ、八つの目標に向け て取り組んでいるというところでございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。まず、 委員と 委員のプレゼンテーション、それから事務局から の資料説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。どなたでもどうぞ。

【委員】 すみません、大変公共経済学的に難しい話が続いたので、よくわからないので、若干教えていただきたいのです。 先生の6ページの帰着の分析は非常におもしろそうに見えるんですが、これは有り体に言うとアメリカで法人税をかけると、アメリカの労働者が73を負担して、それから、他国の資本が72に負担して、アメリカの資本家は32負担をしてと、こういう話ですよね。ということは、これは有り体に言うとアメリカの資本家から言うと、法人税を上げると得だということですよね。

【委員】 いや、負担させられ.....。

【委員】 だけれども、実際に負担するのはアメリカの労働者と、それから外国の資本家であって、総体的に言うと、法人税収から便益や何かいろんな形で戻ってくるわけですから、アメリカの資本家から言えば、アメリカの法人税を上げるというのは結構おいしい戦略に見える。逆に言うと、もし、この戦略がスウェーデンであれば、スウェーデンの法人課税を下げるということは、結果的にはスウェーデンの労働者の負担を下げ、外国の資本家の負担を下げ、スウェーデンの資本家の負担を上げるということですよね。もし、この同じ式があればですね。これは非常に合理的だなと。アメリカ以外の法人課税が低いというのはそれなりによくわかるので、そういう解釈でよいのかというのが一つですね。つまり、法人税を上げるということは、国によっては自国の資本家を優遇して、自国の労働者に負担をかけるという構造があり得るという実証分析で、私は大変感銘を受けた内容です。

ちなみに、もう一つ質問は、日本でこの分析をした場合、どうなっているのかと。つまり日本の法人課税は一体誰が負担しているのかと。これによって早い話、四者の利得が変わるわけですよね。もし、この同じ行列が成り立っているんであれば、法人税を上げても、一見すると企業が負担しているかのような顔を見せつつ、実は国内の労働者と、外国の資本家の負担に転嫁している。これは企業戦略としては非常に合理的になり得ると。もしそうだとすれば、いわば戦後における法人課税が高かったということの説明ができるかなという気がするんで、これは大変興味深い実証研究だなと思っています。そこら辺、まず最初の解釈ですね。スウェーデンは、一見すると企業の国際競争力を高めるようなふりをしつつ、実は国内労働者の利益を守っているという、さすが社会民主主義の国だなと感心していたんですけれども。

それからもう一つ、日本ではどういう戦略があり得るかということですね。日本の資本家の立場に立つとすれば、一番合理的なのは法人税を上げることなのか、下げることなのか。このマトリックスによって変わるわけですね。これはアプリオリに決まるんじゃなくて、もしアメリカと同じであれば、上げても全

然損はないですよね。法人税率を上げて、いかにも企業が負担したと言えば、 先生あたりは喜ぶかも しれないけど、実は国内の労働者の負担になっていると。企業としては、一番うまい作戦だなと思って聞 いていたので、ちょっとそこら辺、日本の実証分析があるかどうか教えていただければと思います。

【委員】 解釈につきましては、少なくとも法人税を課税した場合の、例えばアメリカはドルですけれども、わかりやすく日本の話で言えば、例えば1兆円法人税を増税するということになれば、そのうちの、日本で言えば3割分だから3,000億円分が資本家が負担するけれども、7,000億円分ぐらいは労働者が負担するということになると、そういう意味なんですが、もちろん合理的とおっしゃったことは、私なりに理解すると、もし、この1兆円を配当所得税とか資本家だけに負担が及ぶという形の資本所得課税で行ったときと比べれば、確かに労働者にも負担が転嫁されるので、そういう意味で合理的だというふうには思いますが、ただ、その比較対象は法人税で増税するのか、資本所得税で増税するのか、どっちなのかという、そのオルタナティブとして私は議論をしたわけではないので、だから、どういう意味で戦後の日本で合理性があったかどうかということについては、どの税目で増税するかというオルタナティブ次第というところがあって、純粋に資本所得を重課するという形で増税するということには反対するけれども、法人税だったらやむを得ないということだったとすれば、実際に日本の戦後がそうだったかわからないですけれども、そうだとすれば 先生の仮説は当たっているかもしれない。

もちろんスウェーデンもある意味ではそういうことで、減税するものの中で資本所得課税を減税するよりも法人税でがっつり減税したほうが労働者にも恩恵が及ぶと、こういうことになるのはそのとおりというわけです。

日本での実証分析は、最近はほとんど行われていなくて、私もやろうとしているんですが、Randolphi論文の問題は、静学モデルという専門用語で呼ばれていますが、要はスナップショット、この1年だけで世界が終わるということで、この1年で負担がどう及んでいるのかという話になっているんですが、もうちょっと現実は複雑でありまして、企業は今年1年で企業活動を終えるわけじゃないと。今年と来年と、いつ投資するのかということも考え及ぼしているし、雇用もどれぐらい経年変化で維持しようとしているかということも決めている。ということで言うと、今年の法人税負担を今年負担として誰かに転嫁するか、それとも来年以降にどういうふうに負担を及ぼすかという判断があるはずなんですね。それはここでは考慮されていないということで、もうちょっと洗練化して分析すべきでないかと思って、今、私が本当に論文をしこしこ書いているんですが、ただ問題は、それをやると、とてもコンピュータの計算が複雑で、なかなかこんなのは答えが得られていないということなのですが、少なくとも似たような結果は得られるだろう。これはおおよそ労働分配率の数字に近い数字が、労働者に負担が転嫁されているということになっているんですね。だから、アメリカの労働分配率の7割ぐらい、日本も似たようなものですけれども、労働分配率がそれぐらいだから法人税の負担もそれぐらい労働者に及ぶという結果になっています。

外国との関係で言うと、これはたまたまの数字なんですけれども、アメリカに投資されている資本のうち、アメリカで持っている資本が3割ぐらいで、外国が持っている資本が7割ぐらいだったということが、 負担の割合とちょうど平仄になっていると、そういう結果であります。

【委員】 そうすると国内で言うと、概算でいくと、労働分配率に応じてほぼ配分されると。これは非常にわかりやすくて、労働分配率が下がってきたことが、法人課税の資本家にとっての重課イメージを高めた。要は労働者を搾取したから、自分が法人課税の重課を感じるようになったと、そういう構造にあるというのが大体イメージですね。だから最近の経団連とかが法人税が重いと言い出したというのが、労働分配率の低下の結果だと。

【委員】 近代経済学に搾取という言葉はないんですが、少なくともおっしゃるとおりで、当然ながら

資本分配率が増えると、その分だけ法人税は重くかかっていることになっているわけです。当然、その重 さを今まで以上に感じているということだろうと思います。

【委員】 先ほど来の説明を読みますと、現段階では法人課税と社会保険料を込みで考えた場合に、我が国の法人課税は国際的にそう高いものではないということなんですが、今、法人課税の引き下げの問題が議論されているわけですから、これは将来的に国際競争力を確保するために、そういう引き下げの議論が出てくるということが考えられているのだと思いますけれども、そうした場合に、法人課税による税収を賄うためには、我が国においては、ほかの税によって収入を賄わなければならないわけでして、そのためには消費税とか個人所得課税の増税が一方において行われることになるんだろうと思うんですよ。そうした場合に、そのことが国際的な競争力に直接的な影響はないのかどうか。その辺はどうお考えになっているのでしょう。

【委員】 今、 委員がおっしゃったように、私も基本的には、これから増税をする必要がある中で、どれだけ税負担を国民の皆さんにお願いするかということになれば、真っ先に法人課税よりは消費税で、だから地方税制で言えば、地方消費税でお願いすることになるだろうと。そうすると、自ずと地方税制の中における法人課税の収入が、ウェートとしては減ってくる。ということを通じて、地方税制においても収入の安定性が図られたり、経済学的な意味で言えば、その性質も税制が与える歪みも相対的に小さいものをより多く課税することになっているという点では、望ましい方向にいっているということになると思います。

【委員】 法人課税の引き下げがどういう形で進むかというところは、何とも言えないわけですけれども、現実には消費税の引き上げが最も現実的には起こり得る選択肢だと思うんですけれども、国際競争力という場合、それが企業がグローバルなマーケットの中で競争するときの国際競争力という話と、例えば日本あるいは東京都という都市自体が、今後、経済成長を遂げていく上で、どのぐらい他の国なり、他の都市との間で、人や情報や企業を呼べるのかみたいなことを含めた発展が期待できるかという意味での競争力が持てるか。両面があると思うんですけれども、前者の企業の話で言えば、それは法人の負担を増やさずに、その分、それが消費あるいは個人所得になるということは、そのまま供給のコストを引き上げることには繋がらないという意味では問題はないんだろうと。ただ、他方で、そのような形で、個人の所得や消費に対する課税の負担が増えた場合に、需要がどう影響するかということなんですね。だから、供給の競争環境は維持されたとしても、需要が減ってしまうと、それこそ何らかの影響を及ぼすのかもしれないということが言えるだろうと思います。そこのところが、競争力というあいまいな表現を使ってしまったのですけれども、製造業を呼んで企業立地をするときに、どこに立地するかの選択において法人の負担を下げるという話と、実際に、その生産されたものが今後消費されていくかという意味での発展というのは別の次元を含みますので、何らかの形で、場合によっては影響力が出てきて、さらに消費が冷え込むということもあるのではないか。

【委員】 さんのさっきのRandolphの話なんですけど、これは生産要素の国際間の移動が、資本だけ移動するというモデルですよね。労働が国内。土地はマイナスになっているんですけど、土地がちょっと直感的にわからないのが一つ。なので、先ほど さんのやつは言ってみれば簡単で、労働は税金を上げても逃げられないということですよね。資本は海外に逃げちゃうので負担を減らせるという。土地の件、直感的に何かあれば。どっちもみんな使っているんですか、生産で。

【委員】 これは農業を意図しているというだけの話です。そもそも農業がアメリカのGDPなり、世界のGDPに占める割合はそんなに大きくないので、誤差の範囲という感じです。

【委員】 ア解しました。ありがとうございました。それはちょっと些末な質問で、あと、 さんの

プレゼンの4ページの表は非常に重要で、僕も午前中、授業で教えていたときに、転嫁の話をしてきたん ですけれども、例えばこういうふうに企業がどれだけ負担しているよと出している数字は、本当に企業が 負担しているのかと。要するに税金を払っているところが、消費税もそうですけれども、企業は納めてい ますけれども、企業が負担しているのかというと違うよというのがお決まりの経済学の授業なんですね。 だから、ここは割と重要で、もちろんフィクションとして法人を考えているんですけれども。この辺はさ っきの応益課税と非常に関係してきて、例えば、これは負担で書いてありますけれども、法人税のかわり に公共サービスが企業に影響を与えていると。多分、企業への便益というのは生産性を上げることなので、 どういうことかというと、供給関数を右側にシフトするということですから、需要が一定だったら価格が 下がるんですよね。完全競争でも、独占でも、両方とも価格下がりますから、一応、下がると。となると、 この企業がその地域の中でいわゆる消費させたら、その地域の中で納まりはいいかもしれませんけど、例 えば日本の他の地域で生産されるような材料を作っていたり、海外に出したりというと、その地域でこの 企業が受けた便益というのは、要するに企業が一次的には受けるんですけれども、その最終的な便益の行 き先は消費者がなっちゃうんですね。そういった観点から考えても、まず応益課税という考え方が適当な のかというのが一つあって、かつ、それを地方税として持っておくのが適当なのかという考え方が出るの かなと思いました。これは非常にいいもので、ビジュアルにわかりますよね。実際、企業なんて存在しな いので、利潤が上がれば、もしくは利潤と共に労働者に配当するのであれば、誰かのところに行くわけで、 内部留保でもったとしても、最終的には誰かのところへ行くわけですから、そこをどうするのかですね。 最終的に行くところに課税できればいいんですけれども、後から税務上の問題で、そこで最終的に全部つ かめないので、企業というところでつかむモデルという考え方は十分あると思います。ただ、それはどう いうふうに税率を設定するかとか、それはまた別の問題なので、法人税があることは意味はあるかもしれ ないけれども、では、本当に法人の負担として考えていいのかというのは完璧に別問題かなと。応益につ いても同じかなと思いました。

【小委員長】 ただ今のはご質問というよりも、コメントですね。 他はいかがでしょうか。では、 委員。

【委員】 先生と 先生に。 先生に二つと 先生に一つお聞きしたいんですけれども、私、ちょっと理解できなかったので申し訳ないですけど、 先生の発表は大きく二つのメッセージがあって、一つは3ページ目のところで言っているメッセージは、地方の法人税は下げてもいいんじゃないか。むしろ、仮に国に法人税は集めていってもいいんじゃないかというメッセージを含んでいるのかどうかという点がまず1点。というのも、後段になっている仕向地原則型、キャッシュフロー型にするにせよ、この話は、恐らく専ら頭にあるのは、国が国際間で租税を措置するというイメージはすごくわかりやすいんですけれども、例えば東京都がそれをやるのかといったときに、なかなかイメージできなかったものですから、恐らく後段で議論しているのは、では、地方自治体が法人税はある種、小さくしていく過程で、国に法人税が寄せられていって、その後、どのような法人課税が望ましいのかという話をしていたのだとするならば、二段組みになっているのを一段にされてしまうと、なかなか頭の中で整理できなかったという感じがしたというのが1点です。

あともう一点は、これも 先生なんですが、法人が気にしていることは、自分たちのとられた税金もそうだけれども、それが自分たちに返ってくる、例えばインフラ整備に向かうとか、簡単に言えば、空港が整備されて24時間飛び立てるようになるとか、そういうことに使われるならいいんだけれども、今、増税をされたら、全部社会保障に消えると思っているから怖がっているのかという感覚が、僕にはあるんですが、その点に関してどう思われているのかという話を少しお聞きしたいと思います。

先生にお聞きしたいのは1点でございまして、僕がどうしてもわからないのは、 先生のお話を 伺っていると、先ほど、一応お話の中では出たんですけれども、消費税の話なんですけれども、総額は別途として、地方交付税に偏在性の是正を求めるというお話をなさったと思うんですけれども、総額を別途ということは、例えば地方交付税は今の16兆円から20兆円にすると。18兆円でも構わないんですが、そこを今の我が国の財政事情の中で、そこを、バジェットラインを移動させていいなら何でも議論できてしまうので、そこはやっぱり動かさないとしたときに、交付税にあと何を期待できるのか。もしできないのだとするならば、税源の偏在を是正するためには、もう少し違ったご提案が必要になってくるのではないか。例えば、部分的には自治体の課税権の縮小、これは課税権を縮小しているとは思っていないんですけれども、幾らでも増税権はありますので、そこのところ、解釈の差はあるんですが、 の結論は、恐らく の前提をリジットにしたら、つまり交付税総額がいじれないというところに、常識的なところに立つと、 の結論は出ないんじゃないかという気がします。そんな気がしますので、その点について教えていただければと思います。

【委員】 まず、1点目の質問なんですけれども、とりあえず今の段階では、私として、このプレゼンテーションの中では極めて政治的な、国と地方の法人税の割合をどうするかという問題についてはタッチしていません。ただ、持論はあるんですが、一応オフィシャルな場ですので、変に私が申し上げて、変に議論を拘束してもどうかなと思っておりますので、そこは抑制しておりますけれども。

少なくとも、国に法人課税の重心を移してということは、もちろん可能ならば、そういうことはあってもいいとは思いますが、ただ、地方であっても、昼間人口に対して課税したいけれども、なかなか課税できないという側面があるだとか、さっき申し上げたように、いわゆる均等割的なことで。私が思うには、企業が便益を受けるということは、別に企業規模にどこまで連動をしているのかなという気がして、特に所得ですね。大いに儲かった年は大いに便益を受けている年であって、赤字になった年は全然便益を受けていなかった年なのかと。そうではないだろうと。もう少し固定的なんじゃないか。そういう意味で言うと、外形標準の話で言えば、手法なりも、確かに大企業だけそれが適用されているというのはどうかなと思うんですけれども、もう少し固定的に資本割でとるという発想、均等割とまでは言わないけれども、それに近いような発想で資本割を考えていくということであるならば、適用拡大という話は平仄が合うだろうというふうには思います。

それから2点目は、私は企業経営者でも何でもないのでよくわかりませんが、私が認識している企業関係者の方々が思う、いわゆる企業の税負担ないしは社会保障ということで言いますと、もちろんコストだと思っておられる方が多いのだと思いますけれども、究極的には財政赤字が増えないようにして欲しいというところかもしれない。つまり、減税しても国債なり地方債が増発されて、それが金融市場において金融上昇圧力になると、結局、自分のところで資金調達コストが上がるという形で首が絞まってくるわけですね。これは余り露骨に日々おっしゃっておられるわけではないけれども、結構一番クルーシャルに効いてくる要因なんだろうと。だから財政健全化をしっかり一生懸命やれと、企業関係者の方がおっしゃるのは、つまり自分のところにも回り回って悪影響が及んでくるのは勘弁してほしいと。そういう意味で、その社会保障費も、どしどし出していいのかというふうにはおっしゃるけれども、かといって、ある種、社会保障を充実させて、消費者に十分な可処分所得を与えて、内需を増やすという効果があるということについては肯定的に思っておられるので、企業関係者の方でも年金をもうちょっと安定的なものに、しっかりした制度にしてくれとか、社会保障制度を安定的に充実したものにしてくれという要望は出しておられるやに聞いていますから、そこは単純に社会保障はそんなお金を増やすなということではないと思います。【委員】 ありがとうございました。実は、私自身も税源の偏在を調整する方法として、例えば分割基

準の話が出ていましたけれども、分割基準という形で調整をすることですとか、あるいは、これは思っていたよりも、実際に外形標準課税を入れてみたら思っていたほど偏在性が解消されなかったという問題もあったと思うんですけれども、もう少し外形基準の割合を高めるとか、一番大きいのは分割基準、今おっしゃったんですけど、そういった形で、地方税のままで偏在性を是正するような仕組みを導入する方法というのは、もう少しあり得るんじゃないかなと思っているのが1点です。

ここで、書き方が余りよくなかったんですが、いきなり国税化をしてしまうということではなくて、やはり財政調整で地方税の偏在性が高いから、それを国税化するというよりは、あくまでも財政調整機能というのは交付税制度を中心としてやるべきで、その偏在性をむしろ解消するような形で、事業税の見直しの仕方というのがあり得るかなと。

【委員】 留保財源と水準超経費というのは、交付税制度ではどうしようも減らせませんよね。なので、 大勝ちしているところと財政調整するのは、交付税制度には基本的に機能がないと思うんですけれども、 その点に関してどう思われるか。

【委員】 それは本当におっしゃるとおりだと思うんですけれども、だから先ほども言ったとおり、それは、だからあれですよね。

【委員】 分割基準を変えるとなったら、分割基準の受益と負担はどうしたって離れますよね。つまり、 意図的に傾斜させて弱いところに配る、分割基準を導入しなさいという話になるわけですから、例えば、 それは山林面積にすれば一番いいじゃないかという話。すいません、暴論です、あり得ないので。あり得 るわけで、申し上げているのは、それは実態的に自治体の課税権の強化と、どっちみち矛盾するのだとす るならば、何となくそこのところが上手に整理されているのかなという違和感を感じたと。ただ、恐らく 意思疎通はできているとは思うんですけれど、その辺、そう思っただけです。

【委員】 ありがとうございました。

【委員】 先生と 先生に、それぞれ同じ観点からご質問させていただきたいと思うんですけれども、交付税を考えるときに、当然家計に対する感覚というか、家計まで含めた考えがないと、なかなかこれは議論するのが難しいところだと思っているんですけれども、家計に関する税を、まず 先生にお聞きしたいのは、この理論のお話で、家計に対する税をどのように想定して結論が出ているのかというのが一つであります。もう一つは、家計に対する税、今度は制度の面で、先ほどスウェーデンのお話が出ましたけれども、スウェーデンの法人税率は30%なわけですけれども、これは家計に対する資本所得の税率も30%なわけですけれども、これをどのようにお考えになるのかというのが二つ目の質問です。

先生には同じ観点で、家計に対する税を、今日のご議論の中で何か考えていることがあれば、お考えを聞かせていただきたいと思うわけであります。

もう一つ目が、今日はお二人の先生がご議論していただいたことであると思うんですけれども、地方の 法人二税をどうとらえるのかというのがあるというふうに思っています。要は、法人住民税と法人事業税 の性格をどのように考えるのかということであります。これはお二人、議論があったわけですけれども、 私の感覚で言うと、法人住民税はもう少し議論してもいいんじゃないかなという気がしているのと、法人 税の取り扱いで、事業税は損金算入しているわけです。しかし、住民税はしていない。こういった部分の 性格の違いをどのようにお考えになるのかというところを、それぞれお聞きしたいと思います。

【委員】 家計のことは非常に重要な視点で、私自身もそこを中心に税制を考えているということで、 ある種、法人擬制説に立っているということは、すなわち結局のところは家計がどういう形で、どういう 段階で課税され、負担をしているかということに議論が集中しているということになります。結局のとこ るは、個人所得課税も法人所得課税も所得課税というふうに私はとらえていまして、結局のところ、所得

に比例ないしは累進的に課税されるということであれば、所得の発生の仕方と所得を発生させるための行 動、労働ないしは投資というものがどういうふうに税によって行動パターンが変わるかというところが重 要な問題だと思います。そういう意味で言うと、一応、標準的な経済学の理論は、労働所得と資本所得と いう分け方をするものですから、この2種類の所得の源があって、その所得の源の二つに対してどういう 形で、どういう段階でかけるかということです。もちろん完全に個人段階にして、労働所得税と資本所得 税とそれぞれかけるということは、論理的には考えられるわけですが、実務的には、そこはそう単純に、 特に資本所得について、個人がどれだけ資産を持っていて、それをどれだけどういうところに投資して、 どれだけ収益を上げているかということは把握しにくいという問題があるので、結局、伝統的に法人段階 でそれを課税しようということにしていたけれども、よくよく転嫁と帰着の問題を考えると、実は法人課 税をすることによって労働所得にも課税する結果になっているという、ある種、資本所得と労働所得を混 合した形で課税しているということになっていると。そうすると結局のところ、私の理解は、さいころを 振って決めるといってはちょっと言い方が悪いかもしれませんが、負担の度合いは労働分配率なり、労働 供給の賃金弾力性というのですか、もうちょっと平たく言えば、賃金を下げたら、もうそんな会社に勤め たくない、他に幾らでも勤め先はあるよということで労働者が逃げちゃうというような世の中なのか、そ れとも、いやいや、賃金が下がったからといって、そう容易に労働供給は減らせないということになるか どうかということだったり、そういうようなものが法人税の負担の行き先を決めているということだった と。もちろん言うまでもなく、労働供給が非弾力的であれば、どしどし企業なるものは労働所得に法人税 負担を転嫁するということになってくるでしょうと。こういうことなので、私のイメージで言うと、確か に企業段階で課税しないと、なかなか容易に税負担を及ぼせないというものはあるんだろうと思いますが、 原則は家計の段階で、所得を受け取ったところで1回課税する。ないしは、別の言い方をすると、本当は 消費をする段階で1回課税するということも原理的にはあり得るのだと思いますけれども、そういうとこ ろだと思います。ただ、分配、公平性の問題を考えるときには、やはり消費課税ではなかなか実現しにく いので、所得課税で対応するしかない。スウェーデンが資本所得に対して高い税率をかけているというの は、これは当然のことながら、資本所得という源泉に対してどれぐらい税負担を課すべきかという、別段 の財政需要とのにらみでの税率設定になると私は思っています。そういう意味では、個人段階、家計の段 階で、重い税を課したところで、特に企業の行動に対しては、国際的に見て別に優遇しているわけでもな く冷遇しているわけでもないと。いわゆる中立的だということになると。ただ、企業段階でかけると、か け方次第によっては国内の企業活動と海外での企業活動との間に、どっちかを優遇したり冷遇したりする ということになる可能性があるので、個人段階でしっかり資本所得税をかけるということは、それはそれ で一つの判断なんだろうというふうに思います。

もう一つの点で、法人二税の位置づけをどういうふうに考えるかということですが、私は結局、事業税の所得割についてはいわゆる法人所得課税なんだろうと思います。だから、住民税と似たようなものだと。性質的にはですよ。もちろん課税ベースは違うんですけれど。だから極端に言えば、損金算入をしているということが講学的なというか、意味があるということなんだろうと思いますが、同じ法人所得課税だという性格だと割り切れば、別に損金算入なしでもいいじゃないかというふうにも思ったりする。もちろん、その税負担を調整するのは、あとは税率も調整すればいいというだけの話じゃないかと、私は割り切って思っているんですけれども。ただ、企業の税負担は少なくとも外形標準課税のところで、また別の性質を持っている、特に資本割ですね。がありますし、私がひとつ、日本の場合、日本の消費税、付加価値税で、なかなか実現しないところを事業税の付加価値割のところで実現できるとすれば、何かよい性質を実現してもらってもいいのかなと思ったものですから、今日のようなプレゼンテーションになったというところ

なんです。

ありがとうございました。最初のご質問なんですけれども、適切な回答になるかどうかあれ 【委員】 なんですけれども、私はやっぱり、例えば都道府県とか市町村で、自治体がさまざまな行政サービスを提 供する中で、インフラ整備ですとか、まちづくりですとか、そういった施策を実施するにあたって、当然 その地域に居住をしている個人だけではなくて、企業がより生産しやすい環境であるということも配慮し た形で、さまざまな財政支出が行われて、いろいろ基盤整備が行われてきているんだろうと思いますし、 あるいは、それが仮に個人に帰着するような、例えば託児所のサービスとか、医療機関とか福祉の施設に ついても、そんなのがあるということで、企業側がそういう施設を作らなくても、ある程度公的にやって もらえるということで生産に特化できるとか、一定の行政サービスから得られる受益というのは、必ずし も個人の目から見て欲しいと思っているものと、企業の目から見て欲しいと思っているものは微妙に違っ ていて、それぞれの立場を両方の目からサービスを提供している以上は、やはり最終的にそれがどこに帰 着するかというところはともかく、法人からも一定の負担を求めて、そのサービスを利用している住民、 個人、家計からも負担を求めるというのが併存するというのは当然あり得ることなのではないかなと、非 常に単純ですが、というふうに考えております。ただ、その税負担の見合いをどういうふうに考えるかと か、税率をどういうふうにそこで整理するのかというところは、今の時点ではこうだということを具体的 には申し上げられないんですけれども、そういった観点から、法人実在説か擬制説かという話がさっきあ りましたけれども、やっぱり実際にそこに実在するものとして、法人の立場に見合った行政サービスが提 供されている以上、やっぱりそれに見合う負担を法人側に求めるという考え方は十分成り立つのではない かなというふうに思っています。

あと、次に事業税の話と住民税の話が出ましたけれども、これについて現時点で私はこうだというような有効な回答を持っていないので、具体的にこうだということを今の時点では申し上げられません。申し訳ありません。

【小委員長】 よろしいでしょうか。それでは、第5回小委員会論点という紙をお配りしております。 そこに論点が二つ書かれておりますけれども、既にお二人の委員のプレゼンテーション、それに対する質疑の中で、かなり意見が出されております。ただ、ここでは論点を1と2に分けておりまして、1は全体的な法人課税。2は地方法人課税ということで分けております。1は政府というか、現政権の中期プログラムの中で「法人課税について、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引き下げを検討する」とされています。このことについてどう考えるかということでございます。既にいろいろとご意見を出されておりますけれども、いわゆる全体的な法人課税のこれからの方向性について、何かご意見がございましたら。既にいろいろ出されておりますけれども、関連でどうぞ。

【委員】 この論点 1 については随分とこれまで言われてきていることなんですが、国際的にもそういう傾向がある。ただ、OECDのREVENUE STATISTICSを見ても、OECD諸国における法人税収というのは、むしろ対GDP比で見て上昇傾向にあるという指摘がなされていて、 先生が示されたように、確かに税率を見ると下がっている。国際的な傾向として下がっている。だけど税収は上がっているとすると、ベースが広がったとしか考えられないですね。ですから、この間の法人税改革で、税率の引き下げを一方でしながら、後で課税ベースを広げるという形で法人税改革をしてきているというのが現実ではないか。その場合に、これからの法人税を考えた場合に、例えば 先生が提案されたようなRベースとかR+Fベースが、現実には、導入した国というのはないんですね。なかなか難しいものがありますよね。その中で、なぜあれが難しいのかという議論が、私は詳しく知らないんですが、あるんじゃないかと。そう考え

た場合に、いろいろ議論した場合に、やはり法人利潤課税としての形態というのを残していかざるを当面得ないとすれば、やはり税率を下げながらベースを広げるというのが一つの技術的な、グローバル化に対応しながらやっていく一つの方向かなというふうには思っているのですが、そうなった場合、日本の法人税のベースというものについてもう少し研究が必要だし、国際的な法人課税ベースの研究、利潤課税じゃなくて、これを前提にした場合のベースの研究は余り行われていないんじゃないでしょうか。そこはちょっとわからないんですけれども。

そこで、 先生が書いていらっしゃった資料における、日本における租税特別措置等により、1兆円の規模の減収となっているということがございますが、ここら辺については、経団連なんかは何らかもう既にある程度ベースが、実は税制改正で拡大してきたところもある。これ以上の租税特別措置の縮小はできないんだという議論も一方であります。ただ、ドイツが2008年、9年の税制改革で言うと、税率は下げたけれど、ベースは広げるという対応をとっているんですね。だから、そういった観点から見て、日本も利潤税であるということを一応限定した上で、こういった税率を下げてベースを広げるといった改革があり得るのか。それが地方税にどういう影響を与えていくのかという議論もしないといけないでしょうが、その点について先生のご意見を、私の意見というよりも、お伺いしたいと思います。

【小委員長】 ただ今のご意見は、先ほど 委員からお話がありましたが、いわゆるタックス・エクスペンディチャーですね、これを縮小していくと。このことが、要するにある面では歳出の削減なんですけれども、それが税収の増大という形をとるということもあるわけですね。そういう面での整理も必要ではないかというご意見も含まれていたかと思います。

これにつきまして、何かご意見。では 先生どうぞ。

先生がおっしゃった話は、確かにキャッシュフロー法人税を施行することがなかなか現 実的に難しいという問題はもちろんあって、それを踏まえた上で、例えばブッシュ政権のときの大統領の 税制改革諮問委員会とかも言っているわけですけれども、C-ВІТというやつ、Сомргенепѕ ive Business Income Tax、つまり今の法人税から支払利子控除をなくすという ことですね。そうすると、その分だけ課税ベースが広がるわけですね。だから、その分、税率を下げて、 それで、結局は少なくとも株式で調達して投資しても負債で調達しても中立的なのか。他に今日挙げた論 点の中で、一番目の投資の中立性は成り立たないんですけれども、それから国際的な中立性も反映しない と成り立たないんですけれど、あと、他はみんな、もちろん配当軽課は必要ですけれど、それらは皆みな されるという意味で、マッチベターじゃないかというふうにその委員会は言ったわけですが、ただ、問題 は、それはキャッシュフロー法人税がなかなか入りにくいということと同様の問題なんですけれども、企 業の利害得失が錯綜するわけですね。これによって減税になる企業と大増税になる企業が出てくる。これ はキャッシュフロー法人税だって同様ですし、C-BITを入れるという話になったとしても、それまた、 特に負債で調達を多くしている企業は、たちどころに利払い分は控除されないので、課税ベースがどんど ん増えて、いきなり大増税で、そんなお金は払えないぞと言われてしまうかもしれない。という問題があ って、当然強烈な抵抗が政治的に出てくる。だから、そこら辺の絡みで、いきなり支払利子控除をゼロに するというのは、段階的にとか、ないしは移行措置とかがあるとすればそうなんでしょうけれども、一つ、 もちろんこれはキャッシュフロー法人税が一番いいと言いたいわけじゃないですけれども、仮にキャッシ ュフロー法人税的なものに切り替えていくという一つの段階として、まず、今やっている控除で要らない ものをなくすというところで、一たん課税ベースが広がると。それで税率を下げると。そうしながら、必 要なものをキャッシュフロー法人税か、もし、したいなら必要なものを入れていくというような、より現 実的な対応というのはあると思います。

【小委員長】 論点1につきまして、他はいかがでしょうか。

【委員】 論点1ですけれども、課税ベースが実務的には物すごく浸食されつつあると感じます。そういうことをないがしろにして、法人税の実効税率を引き下げるというのも誠におかしな話で、不公平がますます広がると思います。例えば、租税特別措置法で交際費課税がされているけれども、近年、そこに大きな風穴をあけて特例を作ってみたり、それから、すべての企業について定期定額給与じゃなきゃ損金にならないと言いながら、一方では、利益変動型の給与を決めて、多大な賞与の損金算入を認めています。これも上場企業はみんなそれを使い始めているわけで、近年、物すごく課税ベースの浸食が行われているんだけれども、それを何ら批判もなく実効税率の引き下げというのは、これはやっぱりおかしいなと私は思っています。課税ベースの浸食に対しては対応しなきゃいけないし、もちろん実効税率に問題があれば対応しなきゃいけないと思いますが、国民負担率から見ると、よく欧米諸国と比較するというのだけれど、こういうところは比較してもらいたいのは、日本は39%ぐらいしかないのに、イギリスの国民負担率は日本より10%も高いです。もちろん北欧諸国はもっと高いわけです。ですから、国民負担率の関係から言うと、決して国際競争力が損なわれるほど日本の現状がおかしいと私は思えない。むしろ課税ベースの浸食についてもっと具体的に議論をしていったほうがいいなというふうに特に思います。

今日、 先生のご意見を拝聴して、すばらしいと思いますが、一つだけ違うのは、私は課税ベースの 拡大については同感ですし、租税特別措置がいたずらに増えるというのはおかしいですから、政策目的が 終わったものはどんどん廃止していくべきだと思います。一方、政策目的がきっちりとしていて、まさに 国際競争力にも必要だというものを十分議論したならば、時限的に入れることは、そういうことこそやむ を得ないので、まさに国際競争力の強化に対応する税制ということが言える。しかし、それも時限的に、その租税目的が達成されたらすぐにやめさせるという。そういう両方が必要なのに、今そういうふうになっていないですから。既得権で残っちゃうということがある。課税ベースについてそういう特例を設ける ならば、時限的に一定の期間を定めるとしても、一方では、それによって大変な利益を得るわけですね。 特別措置を使って試験研究をやるのも構わないし、設備投資をやるのも構わないんですが、それによって膨大な利益が出るはずなんですから、その上で税率を低く下げるというのはおかしな話。利益にはちゃんと課税すべきだというふうに思いますので、この点についても、やはり課税ベースの浸食に対しては厳しくやってもらいたいし、やるべきだし、それから実効税率に着目するときには、国民負担率の問題からどうなんだということをもっと考えるべきではないだろうかというふうに思って、お話を聞いておりましたし、今日の資料もまたいただきました。

それから、税率を下げないと企業は海外へ出てしまうというのは全くうそですよ、実態的には。私の関与先も随分外へ出ていった。海外へ出ましたけれども、税率で出ていった企業は一つもない。それから、海外へ出ていった企業が税率で非常に得をしましたという話も聞いたことがない。税制のもつインセンティブは一番最後なのですね。むしろ原料に近いとか、安定的な労働力があるとか、市場に近い、マーケットに活力があるとか、さまざまな要素、もう一つ、中小企業にとって言えば、親企業からの要請というのがあるんですよ。そういうこと全体で海外進出は考えられるのでありまして、税率が高いから日本から出ていくというのは、全く私どもの感じている実態からは合わない、そういうことであります。

非常にはっきりしているのは、我々は日本にいて企業をやっていると、水も空気も治安もみんなただが 普通に思えますけれども、私の事務所の海外進出企業を視察したときに、日本の経営者は防弾装置のつい た車に乗っていましたよ。助手席には拳銃を持ったボディガードをちゃんと置いていましたよ。そこまで やらなければ身の危険が守られない中で仕事をする。先生、これは当たり前ですよ、自己負担でそこまで やらないと、おまえはケチだと言われる。日本はみんな税金でやってくれるわけですから、私はある程度 の税負担はやむを得ないし、今の税率というのは、担税力に見比べてみると決して驚いて下げるような税率ではない。そんなふうに実感として思います。

【委員】 課税ベースの拡大の問題ですが、租税特別措置法による租税特別措置をどうするかという問題だろうと思うんですけれども、これは現実の問題として、各業界からの要望を受けとめて措置をしているものでありまして、自由民主党の税制調査会において、各省からの要望をいろいろ理論的に、あるいは政治的に判断をして決められている問題で、なかなかこの課税ベースを拡大するということは、かなり困難が実際問題としてはあるだろうというふうに思います。そういう中で実効税率を下げるのかどうかということですが、これも先ほど申しましたように、各国との比較においても、今、我が国において法人の実効ベースを下げるような客観的な情勢にはないのではないかと思っておりますので、私はこの点はいかがなものかというふうに思っております。

【小委員長】 論点1につきましてはいかがでしょうか。

(なし)

【小委員長】 それでは、論点2につきまして、これは先ほどもお話が出ていますように法人二税と呼ばれております。法人事業税・法人住民税の今後のあり方についてどう考えるか。外形標準課税の拡大についてはどう考えるか。これについては参考までに、一昨年の秋に出された政府税調の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」という総論的な答申がございますが、その中で、外形標準課税について触れられている部分も抜粋しております。ここでは応益性の観点から外形標準課税の割合、対象法人を拡大する方向で検討すべきだという見解が述べられております。この点につきまして、既にいろいろ意見が出ておりますけれども、ご自由にご意見をいただきたいと思います。

【委員】 まず、地方が法人税を持つべきかという問題が一つあって、ちょっと戻るかもしれませんが、やはり議論すべきかなというのが一つあります。私的には、さっきの便益の考え方も、その地域に、とどまるような便益がないという議論をしましたけれども、プラス負担も地域にとどまるんじゃないと思うんですね。一つの狭い地域の中だけで活動されている企業さんもいるかもしれませんけれども、国の中にボーダーをつくる必要はないかなというのが一つあります。これが基本だとは思っているんですけれども、ただ、東京という点から考えて、例えば地域的に集積が起こっているような地域と、そうでない地域で、法人税の税率が同じであるべきなのか、そうなのかというのは、僕はちょっと勉強してない、本当はここら辺、経済学者の財政に関心を持っているそういう人たち、多分あると思うんですね、そういう議論。集積をとっている地域と、そうでない地域では、法人税のあれが同じベースでいいのか悪いのかというのは、ちょっと調べる必要がありますけど、そういった発想で、この都税調としては見る必要があるのかなという気がします。

【小委員長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 応益かどうかは、便益と負担がどうか、私は基本的には政府部門において応益は基本的にはないと考えています。受益はそんな簡単に割り切れる話ではありませんので、結局のところ、負担の公平と政治的合理性と、あるいは政治的受容性ですね、そういうような観点から経路依存的に決められるものでしかないということだと思うんですね。そういう意味では、いろいろな中でやっていくと。それは、抽象的に言えば総合的判断としか言いようがないものであって、応益性などという議論は言うのは簡単ですけれども、根拠を追求していけばよくわからない。けれども、だからといって何なんだという必要もなければ、言ってもいいだろうという程度で、ほとんど枕言葉みたいなものであって、余り意味がないのではないかなと思っているんですね。現在ある総地方収入の配分は、各自治体として財政需要の観点から賄えているのかどうなのかという観点で決める。要は賄えていないならば、自治体間で何か配分を変えなけれ

ばいけない。それは法人事業税の外形標準化であるかもしれませんし、分割基準の変更かもしれませんし、あるいは譲与税化かもしれませんし、あるいは交付税化かもしれません。それは全体の需要のバランスといいますか、需要をどう賄うのか、それが政治的に賄いやすいのかどうなのか。それは結局、経路依存ですね。つまり便益と対比において損をするところを余り出さないようにやっていくしかないということでしかないのではないかなと。公共経済学ふうに言うと、いろいろ理屈のアイデアは出てくると思いますが、これは大してほとんど意味をなさないものではないかなというのが率直な感じです。

だから今後のあり方については、要は、東京や他の都道府県を賄えているかどうかです。限られた地方 税総額を一定とするなら、賄えている範囲で、どこが足りないのか、あるいは相対的に配分できるのかと いうことではないのかなというふうに思います。一概にアプリオリに、一般論から始まったロジックで、これは応益性だという観念まで帰着して以下どうのこうのとか、そういうことはほとんど意味をなさない のではないかなと思うんですね。だから現実的には、東京都と他の都道府県を比べて、どっちが相対的に 足りているのかどうなのかという総合的な判断です。東京は足りないと主張するでしょう。他のほうは、自分たちこそ足りないと言うでしょう。ということで、選挙によって決着させるしかないのではないかな と思います。ただ、東京はニーズがあるのかどうか。それは応益、応能とか、あるいは所得のどの段階でもらうか、そんな話はどうでもよくて、要はとりやすいところからとると。それはできるだけ多く課税のポイントを持つと。つまり一発で全部とるなどというのはリスクが大きいわけですから、たくさんの箇所でとる。それから、変動すれば変動しやすいものに依存だけしていたら危険だから、それだけに頼らないけれども、しかし、ではいつも安定したものばかりでいいのかというふうな、国と自治体のリスク配分もあります。だから法人課税が全部国だけがやったら国だけにリスクが行くわけですから、そういうわけにはいかないだろうと考えるんですね。この程度になるというのは、ほぼ落としどころではないかなと、私は率直に言うと思いますけれど。

【委員】 確かに現実的にはそうだと思うんですが、やはり政治力だけで税率を決めていただくことはいかがなものかということもある。確かに応益性を追求するということは、特に地方税では重要なことではあるんです。

ただ、私が思うのは、法人二税で応益性をどこまで追求するかというのは、やはり限界があって、そういう意味では、 先生がおっしゃったようなところだと思います。ただ、少なくとも法人二税として引き続き何らかの形で税収を得ていくということを前提にするならば、より性質のよい課税ベースに切りかえていくという発想で、外形標準課税を考えていくということは一つ重要なポイントになってくるのかなというふうに思います。そういう意味で言うと、確かに 先生がおっしゃったように枕言葉だと。特にこの部分はですね。個人住民税とか固定資産税を応益性の観点からというのだったら、それは枕言葉じゃなくて、本当に学術的にもサポートできるものだと私は胸を張りますが、ここで言うと、頑張ると、なかなかちょっとつらいです。先ほど 先生に大変失礼なことを言って、古いという言い方は訂正しまして、伝統的なという、オールド・ケインジアンというと怒るんですが、トラディショナル・ケインジアンというと納得するという。すみません、どうでもいいんですが。伝統的と訂正させてください。もう少し新しい価値を外形標準課税に付け加えればいいのではないかと思います。

そういう意味で言うと、先ほど申し上げたような課税ベースを洗練化していくと。特に付加価値割をもう少し、加算型というのは、実は公共経済学の立場からは評判が悪いんですけど、加算型を控除型に切り替えるような措置を講じていくとか、そういうようなことだとか、必ずしも加算型じゃないと応益性がないとは私は思いませんので、別に応益性があろうがなかろうが、より望ましい課税ベースに切り替えていけばいいということであり、付加価値割のウェートを増やすことを通じて、税収も安定的になっていくの

でしょうし、金利変動に左右されにくくなっていくんでしょうし、そういう利点もあると思います。

最もオールドな私からは。付加価値割の部分を見ると、これは労働集約的な企業ほどここの 部分が多くなっていくんです。それは生産性の高い大企業とは別に、労働生産性の非常に低い中小企業が ここの部分では割りが合わないというか、ここの部分を広げていくと非常に負担増になるということは事 実なんですね。ですから、付加価値割を上げていったほうがいいという議論はどうかなと、老人としては 危惧するわけです。実は最初に外形標準課税が導入されたとき、東京都の資料を私この会議でいただいた んですが、そのときに、外形標準課税の影響で黒字法人が5,041億円、赤字法人が638億円の負担 をしたというデータで、結局のところ、影響としては322億円増収になったという表のようでありまし た。このときに赤字法人が638億円払い、黒字法人は316億減税になっているんです。私が関与して いる企業でいっても、所得が多くて従来大変に事業税の負担が多かったところは、これが導入されて、実 態としては非常に安くなりました。それは黒字法人の負担の一部が赤字法人の負担で賄われたということ になるんだろうけれども、そうなってくると、やはりこの部分については、本当に赤字法人について、そ れだけ応益とおっしゃるなら、益があったと証明できるのだろうか。応益性というのは計数的、計量的に 証明できないですよね。私は、確かに道路を使い平和な東京都で商売できるのですから当然税は負担すべ きだと思いますよ。当然負担すべきだと思うんだけれども、付加価値割のウェイトを増やすと非常に重い 負担をしなきゃいけないような産業構造のところには非常につらくあたるということから言うと、そこの ところはやっぱり担税力の問題を考えて議論していけなきゃいけないかなと私は思っています。

そこで、今日いただいた論点の一番最後のところなんですけれども、「将来的には外形標準課税の割合 や対象法人を拡大していく方向」ということなんですが、対象法人を拡大するというのはどういうことな のか。今、資本金 1 億円という線引きがありますね。これがいいのか悪いのか、もっと下げましょうということになるのかもしれませんが、そこは十分に議論をしないと、中小企業には非常に厳しい、担税力を 無視した税になっていく可能性が非常に高いと思います。

それからもう一つは、何で払込資本金だけで線を引くんですか。払込資本金に資本剰余金や利益剰余金等を足して実質的判定をする方法など、そこのところはきちんと議論していただきたい。さっきちょっとご報告もありましたけれども、それでは払込資本を下げれば免れるみたいな恣意性が働くことにもなるわけで、非常に客観性のない基準がそこに厳然としていますから、対象法人を拡大するので5,000万円でいいんじゃないかみたいな客観性のない基準の拡大になるのは、全く本末転倒になるのではないだろうかという危惧だけ申し上げます。すみません、時間がないところを。

【委員】 委員がおっしゃった点は、まさに私も同感で、今のような加算型でやるからそういうことが起こっちゃうんですね。私が申し上げたかったことは、今の加算型のまま付加価値割を増やせということを申し上げたわけじゃなくて、そのやり方、計算の仕方も改めた上で、より性質のいい形で付加価値割の部分を改善していけばいいんじゃないかということを申し上げたいと思います。

【小委員長】 6時を回りましたけれども、いかがでしょうか。そろそろよろしいでしょうか。

私は今日全然意見を述べていないので、少しお話します。いろいろな意見が出たものですから、まとまるわけはないんですけれども、要するに法人のとらえ方について、実在説か擬制説かというのがございます。もともと日本の戦後税制のもとになったシャウプ勧告自体、擬制説でつくられているというところからスタートしているわけですけれど、法人に関して、 委員から最初にプレゼンテーションがあったときに、昼間住民への課税の問題がございました。第1回のときもちょっと申し上げたんですけれども、要するに1カ所だけで所得あるいは付加価値に課税するというのは、なかなかとりきれない。先ほど 委員からもお話ありましたけれども、分配のところとか生産のところとか消費のところとか、いろいろなと

ころへかけるということで、それを作っていこうという考え方は、確かに税制の中にあると思います。地 方税の中にもあると思います。

それから、確かに企業が1カ所だけ、1地域だけで活動しているわけではないし、通勤で移動する人もいれば、とにかく消費者も別なところにいるし、あるいは貯蓄をしてお金を貸してくれるいわゆる債権者もいろいろなところにいる、あるいは世界中にいるということがございます。ただ、そうなりますと、そういうものに課税する、全体としての経済活動に課税する場合に、ある地域で、例えば東京都で課税した。それが結果として、それは東京で行われている事業活動に課税して、しかし、その便益を受けているのは、いろいろな地域にいる人たちだ、という関係もございます。東京で課税しても、間接的にそういう人たちから負担をもらっているという言い方もできるわけです。必ずしも労働者、債権者、株主などが東京都に住んでいるわけではないので、それをいわゆる原産地原則で課税しているということになるわけです。特に事業税の場合はそう言えるのかと思います。そういうものとして、どのように改善が可能なのかということで、いろいろと意見が出されました。そういうことについては意外と意見が共通しているのかなと、私はうかがっておりました。今日はちょっと時間がなくなりましたけれども、今年はまだ中間報告段階ですので、これを1期3年かけて議論を深めていくということになるかと思います。よろしいでしょうか、ここにつきましては。

それでは、皆さん、きょうは貴重なご意見ありがとうございました。事務局から今後の日程について説明をお願いいたします。

【税制調査担当副参事】 今後でございますが、次回、第6回の小委員会は9月29日、午後3時からでございます。第7回は10月13日、午後3時からでございます。

第6回と第7回では、今年度の中間報告の案文についてご審議いただきたいと考えてございます。また、環境に関する分科会の報告を第7回に 委員にお願いをいたします。ご出席のほど、よろしくお願いをいたします。

それから、一つお願い事がございまして、中間報告の案文作成において、これまで小委員会で議論しきれなかったのかなと思っている論点につきまして、先生方のご意見をいただきたいと考えてございます。 事務局でこの部分について、論点をご整理いたしまして、7月のうちに先生方にメールでお送りしたいというふうに考えてございます。こちらもよろしくお願いをいたします。

【小委員長】 それでは、 委員。

【委員】 今の点なんですけれども、中間報告の素案が出た段階で、先ほど 先生も火曜日は来られないとおっしゃったので、来られない方から事前にご意見をいただいておくとか、そういう手続を加えたほうがいいんじゃないかと思うんですけれど。

【税制調査担当副参事】 そのようにさせていただきたいと思います。

【小委員長】 では、そういう形で進めたいと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お忙しい中、お集まりいただいてありがとうございました。これをもって第5回の小委員会を終了いたします。